

資格確認書一斉交付 FAQ

番号	質 問	回 答
1	資格確認書が、家族のうち、一部の家族の分のみ交付されているのですがなぜでしょうか。	2025年10月1日時点に当健康保険組合に加入している方の中から、以下に当てはまる方を除き、資格確認書を交付しています。 ・すでにマイナ保険証をお持ちの方 ・有効期限内の資格確認書をお持ちの方
2	マイナ保険証や資格確認書を持っていないのに、今回資格確認書が交付されていませんがなぜでしょうか。	2年前の2023年に実施したマイナポイントキャンペーン（健康保険証利用登録、公金受取口座の登録、キャッシュレスサービスとの紐づけで最大2万円分のポイントが付与されるキャンペーン）で紐づけていないかなど確認してください。 不明な場合は、マイナポータルにログインしていただき、「マイナンバーカードの健康保険利用登録状況」を確認してください。もしくは、医療機関・薬局に設置してある顔認証付きカードリーダーでも確認することが可能です。
3	資格確認書が、家族のうち、一部の家族の分のみ交付されています。 全員分交付してほしいがどうすればよいのでしょうか。	申し訳ありませんが、マイナ保険証をお持ちの方へは交付できません。 マイナ保険証を医療機関へお持ちいただければ、医療を受けることができます。 医療機関でマイナ保険証を使用できない場合に備えて、健保組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健保組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にない場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップしていただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくと万が一のときに便利です。
4	回りの人にはこの通知物が来ているのに自分に来ないのはなぜですか。	必要な方のみを対象に今回の通知物（資格確認書）を発行しています。 お手元に届いていない場合は、既にマイナ保険証、もしくは資格確認書をお持ちいただいているかと思います。
5	先日扶養を外す手続きをした家族の分の資格確認書が届いた。扶養が外れた対象者の分は廃棄してよいのでしょうか。	2025年10月1日時点に当健康保険組合に加入している方の中から、一部の加入者に今回資格確認書を交付しております。 扶養から外れた対象者の分につきましては、大変お手数ですが、事業所担当者へ返却をお願いいたします。
6	マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしたら資格確認書は廃棄してよいのでしょうか。	マイナンバーカードと健康保険証の紐づけにご協力いただきありがとうございます。 不要となった資格確認書は、お手数ですが、事業所担当者へ返却をお願いいたします。

資格確認書一斉交付 FAQ

番号	質 問	回 答
7	現時点でマイナンバーカードを持っていませんが、近々取得する予定です。マイナンバーカードを取得したら資格確認書は不要となるのでしょうか。廃棄してよいのでしょうか。	マイナンバーカードを取得後、健康保険証と紐づける手続きが必要となります。 マイナポータルというアプリ上で紐づけ手続きをするか、医療機関の窓口設置されているカードリーダーにマイナンバーカードを置き、画面に沿って手続きをしてください。 紐づけが完了したら、不要となった資格確認書は、お手数ですが、事業所担当者へ返却をお願いいたします。
8	資格確認書に期限日が記載されているが、期限が来たら自動的にまた交付されるのでしょうか。	当健康保険組合では、期限までの間にマイナ保険証をお持ちにならない場合は、期限前に交付する予定ですが、加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用を推奨しております。期限までにマイナ保険証を登録いただくようご理解とご協力をお願いいたします。
9	資格確認書が届いたが、退職を予定しています。資格確認書はどうしたらよいですか。	有効期限日までの間に退職される場合、資格確認書は回収する必要があるため、退職の手続きを行う際に資格確認書を会社へ返却してください。
10	資格確認書の有効期限はいつまでですか。	2027年（令和9年）8月31日までです。 マイナ保険証には、医療費が高額になった場合に申請する「限度額認定証」が不要になる等のさまざまなメリットがありますので有効期限までに資格確認書からマイナ保険証に切替えをお願いします。 なお、マイナ保険証を利用できない等の事由により切替えを行わない方については、有効期限切れまでに改めて資格確認書を交付します。
11	資格確認書の有効期限が2027年（令和9年）8月31日以外の方がいるのは何故ですか。	2027年（令和9年）8月31日までに70歳または75歳になる方は、有効期限が異なります。 70歳になる方は、有効期限が誕生日の前月までとなっております。なお、有効期限到達前までに負担割合が記載された資格確認書を送らせていただきます。75歳になる方は、後期高齢者広域連合より資格確認書が交付されます。
12	今の保険証はいつまで使えるのですか。	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です。
13	2025年12月2日以降、健康保険証は廃棄してもよいでしょうか。	はい、2025年12月2日以降使用できなくなるため、廃棄いただいても問題ありません。廃棄する際は、氏名、記号、番号、保険者番号などの個人情報を読み取れないように、細断するなどして適切に処分をお願いします。
14	現行の健康保険証廃止後、自分の記号・番号はどのように確認するのですか。	マイナンバーカードと保険証を紐づけていただくと、マイナポータルの資格情報画面でご自身の記号・番号を確認できます。または健保組合より配付した「資格情報のお知らせ」で確認できます。

資格確認書一斉交付 FAQ

番号	質 問	回 答
15	健康保険証の再交付申請はもうできないのでしょうか。	2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行、再交付はできません。 加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。